

DV・虐待等被害者への資格確認書の交付等について

- DV等の被害を受けており、マイナ保険証を利用できない方に対しては、お手元の保険証の有効期限が切れるまでに(令和7年12月2日までの間に)、ご自身が加入している保険者から、交付申請手続なしで資格確認書を交付します。
- ただし、以下の場合など、お手元に資格確認書が届かないこともありますので、お困りの際は、加入先の保険者にご連絡ください。
 - ・ 保険者が、加害者の居住地に郵送してしまうおそれがあると判断した場合
 - ・ 被害者の方が、保険者に届出している住所に現在居住していない場合

Q. DV被害等を受けている場合は、マイナ保険証は使用できないのですか？

- A. ・ マイナ保険証の利用登録を行っていても、加入先の保険者への申請により、DVフラグ※のうち自己情報提供不可フラグが設定されている場合は、マイナ保険証の利用ができなくなります。
- ・ この場合、保険者から、令和6年12月2日以降、お手元の保険証の有効期限が切れるまでに(令和7年12月2日までの間に)、申請によらず資格確認書を交付します。
- ・ なお、資格確認書が交付されるまでの間は、引き続きお手元の保険証をお使いいただくことができます。

Q. 資格確認書の交付申請手続は不要ということですか？

- A. ・ 資格確認書の交付申請手続は不要ですが、令和6年12月2日以降、新たに自己情報提供不可フラグの設定を保険者に申請される方は、その際に、資格確認書の受取方法について、保険者と相談してください。
- ・ 既に自己情報提供不可フラグが設定されている方やマイナ保険証の利用登録をしていない方で、お手元に資格確認書が届いておらず、保険証の有効期限が近づいている方は、加入先の保険者にお問い合わせください。

(※)DVフラグは2種類あり、大きく以下の点が異なります。

自己情報提供不可フラグ	不開示該当フラグ
・ 医療機関でマイナ保険証の利用 <u>不可</u>	・ 医療機関でマイナ保険証の利用 <u>可</u>
・ 未登録の場合、マイナ保険証の利用登録 <u>不可</u>	・ 未登録の場合、マイナ保険証の利用登録 <u>可</u>

(参考)資格確認書のイメージ

〇〇都道府県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 年 月 日 発効期日 年 月 日
記号	番号 (姓番)
氏名	性別
生 年 月 日	年 月 日 負担割合 割
適用開始年月日	年 月 日
交 付 年 月 日	年 月 日
世帯主氏名	
住 所	
保険者番号	
交付者名	印

※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。

※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している保険者からの情報をご確認ください。
ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。